

宮城県警察職員の職務執行に伴う私有物品の損害補償に関する訓令

昭和44年3月1日

宮城県警察本部訓令第4号

宮城県警察職員の職務執行に伴う私有物品の損害補償に関する訓令を次のように定める

。

宮城県警察職員の職務執行に伴う私有物品の損害補償に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、宮城県警察職員（以下「職員」という。）が、職務執行に伴って私有物品に損害を受けた場合の補償について、必要な事項を定めるものとする。

(補償対象)

第2条 この訓令による補償の対象は、職員が職務執行に伴って亡失又はき損した私有物品とする。ただし、職務執行の相手方又はその他の関係人から弁償を受けた場合は、この限りでない。

(補償金額)

第3条 補償金の額は、補償対象の時価又は修理に要する経費について事案の内容を勘案し、予算の範囲内で決定するものとする。

(申請手続)

第4条 警察本部（以下「本部」という。）の部に置かれた課等の長、警察学校長、仙台市警察部に置かれた課長及び警察署長（以下「所属長」と総称する。）は、この訓令による補償を要すると認められる事案が発生したときは、損害を受けた者の申告書、現認証明書、その他当該事案を証明する資料並びに当該物品の品質及び金額を認定しうる資料を添え、私有物品損害補償申請書（様式第1号）により、警務部警務課長（以下「警務課長」という。）を経由して警察本部長（以下「本部長」という。）に申請するものとする。

(審査委員会)

第5条 本部に、私有物品損害補償審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の構成)

第6条 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、委員長は警務部長、委員は、総務部会計課長、警務課長、警務部監察課長及び委員長がそのつど指名する者とする。

2 委員長に事故あるときは、警務課長がその職務を代行する。

3 委員会の庶務は、警務部警務課で行う。

(委員会の任務)

第7条 委員会は、第4条の規定により申請されたものについて、補償の要否及び補償金額を審査し、その結果を本部長に報告しなければならない。

(委員会の運営)

第8条 委員会は、3人以上の委員が出席しなければ審査を行うことはできない。ただし、申請事案の内容により持回り審査に付することができる。

2 議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(補償金額の決定)

第9条 本部長は、第7条による報告に基づいて補償の要否及び支給額を決定し、私有物品損害補償通知書（様式第2号）により、所属長に通知する。

（記録）

第10条 警務課長は、私有物品損害補償記録簿（様式第3号）を備え、記録しておかなければならない。

附 則

この訓令は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年4月6日本部訓令第3号）

この訓令は、昭和45年4月6日から施行し、昭和45年3月15日から適用する。

附 則（昭和46年6月23日本部訓令第4号）

この訓令は、昭和46年6月23日から施行し、昭和46年3月5日から適用する。

附 則（昭和48年8月1日本部訓令第8号）

この訓令は、昭和48年8月1日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。ただし、副署長、次長に関する部分の規定は、昭和48年1月1日から適用する。

附 則（昭和49年8月13日本部訓令第6号）

この訓令は、昭和49年8月13日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則（昭和51年7月17日本部訓令第9号）

この訓令は、昭和51年7月17日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則（昭和54年8月25日本部訓令第5号）

この訓令は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則（昭和55年7月1日本部訓令第4号）

この訓令は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則（昭和61年5月12日本部訓令第4号）

この訓令は、公布の日から施行し、昭和61年3月22日から適用する。

附 則（昭和62年5月27日本部訓令第7号）

この訓令は、公布の日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則（平成元年5月30日本部訓令第8号）

この訓令は、公布の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則（平成3年5月10日訓令第8号）

この訓令は、平成3年5月10日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則（平成4年7月21日本部訓令第20号）

この訓令は、平成4年7月21日から施行し、平成4年3月23日から適用する。

附 則（平成6年3月28日本部訓令第6号）

この訓令は、平成6年3月29日から施行する。

附 則（平成8年3月22日本部訓令第5号）

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月24日本部訓令第7号）

この訓令は、平成10年3月24日から施行する。

附 則（平成13年3月26日本部訓令第11号）

この訓令は、平成13年3月26日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 23 日本部訓令第 9 号）
この訓令は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 24 日本部訓令第 6 号）
この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(様式第 / 号)

宮 第 号
昭和 年 月 日

宮城県警察本部長 殿

所属長 印

私有物品損害補償申請書

次のとおり、所属職員が職務執行に伴って私有物品に損害を受けたので、損害補償金の支給を申請します。

損害を受けた者の 所属、係、 階級、氏名、年齢	
損害を受けた 日時、場所	
損害物品および 損害の程度(見積額)	
事案の概要	
審査上の参考意見	
※ 委員会 審査結果	※ 備考

(様式第2号)

宮警本務第 号

昭和 年 月 日

殿

宮城県警察本部長

私有物品損害補償通知書

昭和 年 月 日宮 第 号で申請された

にかかると私有物品損害補償について次のとおり決

定したから通知する。

補償しないこと

記

支給金額 金 円

(様式第3号)

私有物品損害補償記録簿

昭和 年	決定	昭和 年	月	日	支給	金 額	金	円
第 号	支給	昭和 年	月	日	金額			
対象者の所属 職、氏名、年齢								
損害物品および 損害の程度 (見積額)								
損害時の業務 内容 その他参考事項								
昭和 年	決定	昭和 年	月	日	支給	金 額	金	円
第 号	支給	昭和 年	月	日	金額			
対象者の所属 職、氏名、年齢								
損害物品および 損害の程度 (見積額)								
損害時の業務 内容 その他参考事項								